

# 青森県報

第二千三百六十八号

平成十六年  
八月二十日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………(市) 振興町 課 村 …… 一  
公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………(漁) 港漁 場 課 …… 一

### 公告

貸金業者の登録の取消し……………(商) 工政策 課 …… 二  
右 同……………( ) 同 …… 二  
除雪車両の交換に係る一般競争入札……………(経) 理 課 …… 二  
建設業者の許可の取消し……………(青) 森 県 土 整 備 事 務 所 …… 四  
右 同……………(弘) 前 県 土 整 備 事 務 所 …… 四  
右 同……………(八) 戸 県 土 整 備 事 務 所 …… 四

## 告示

青森県告示第五百四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、平内町長から平内町の区域内に新たに生じた土地が生じたことを確認し、この土地を平内町大字稻生字稻生に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡平内町大字稻生字稻生六二に隣接する公有水面埋立地並びに字稻生二の一、二の一の二、四〇、四一の一、四一の三、四三の一の地先公有水面埋立地 七、六三二・六一平方メートル

青森県告示第五百四十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年十月十六日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十六年八月十二日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同法第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで脇野沢村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称  
青森市長島一丁目一の一  
青森県

青森県

2 代表者の住所及び氏名  
青森市長島一丁目一の一  
青森県知事 三村申吾

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域  
1 位置

下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田二番二から一九番に至る地先公有水面

2 区域  
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第二号の規定による建設省告示(昭和四十三年告示第三千五百九十九号)で定められた平面直角座標系を用いて得た次の各点のうち の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、 の地

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第二号の規定による建設省告示(昭和四十三年告示第三千五百九十九号)で定められた平面直角座標系を用いて得た次の各点のうち の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線、 の地

点と の地点とを結ぶ平成十四年七月十日付け青森県指令第一八〇九号でしゅん  
 功認可された埋立地と公有水面との境界線（T・P・プラス〇・四一〇メートル）、  
 の地点と の地点を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（T・P・プラス〇・四一〇  
 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス二二五三五・五二一メートル
  - Y座標 マイナス 三二五〇・〇一メートル
  - の地点 X座標 プラス二二五四八五・六三三メートル
  - Y座標 マイナス 三二五四・八四六メートル
  - の地点 X座標 プラス二二五四九一・七二七メートル
  - Y座標 マイナス 三二一七・七五一メートル
  - の地点 X座標 プラス二二五〇三・八一三メートル
  - Y座標 マイナス 三二一六・五八〇メートル
  - の地点 X座標 プラス二二五〇九・六〇一メートル
  - Y座標 マイナス 三二七六・三〇〇メートル
  - の地点 X座標 プラス二二五四九七・五一五メートル
  - Y座標 マイナス 三二七七・四七一メートル
  - の地点 X座標 プラス二二五四九九・四四四メートル
  - Y座標 マイナス 三二九七・三七八メートル
  - の地点 X座標 プラス二二五二一・二四二メートル
  - Y座標 マイナス 三二九五・二六五メートル
- 3 面積  
 五、三七一・六三三平方メートル

**公 告**

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の  
 規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定に  
 より公告する。

平成十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号 スマイル
- 二 氏名 十文字定夫
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市湊高台五丁目二の一九
- 四 登録番号 青森県知事（一）第〇一六三三号
- 五 登録年月日 平成十五年三月十八日
- 六 登録の取消しの年月日 平成十六年八月十一日
- 七 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の  
 規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定に  
 より公告する。

平成十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号 山口総業
- 二 氏名 山口盛雄
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字石岡字藤巻三七の三
- 四 登録番号 青森県知事（一）第〇一五八五号
- 五 登録年月日 平成十四年四月三十日
- 六 登録の取消しの年月日 平成十六年八月十一日
- 七 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十  
 二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

除雪グレーダ (四・〇メートル) 二台

二 納入期限

平成十六年十一月三十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課財産管理グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

2 入札書の提出期限

平成十六年八月三十一日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

(二) 日時

平成十六年九月二日

なお、時間は入札説明書による。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、九の三の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき交換物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Two(2) Snow Removal Motor Graders (Blade length 4.0meters class)

2 Time limit for tender:

5:15 P.M. August 31, 2004

3 Contact Point for the notice:

Management Section

Management Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9098

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山重建設

二 氏名 山田 重勝

三 主たる営業所の所在地 青森市千刈二丁目六の一六

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一〇〇〇二九号

五 取消年月日 平成十六年八月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年七月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社丸輪組

二 代表者の氏名 高木 彦一

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字安原三丁目六の七

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一四一七五号

五 取消年月日 平成十六年七月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年七月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年八月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社共栄建工
- 二 代表者の氏名 原子 政昭
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市一番町二丁目九の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第八三〇四号
- 五 取消年月日 平成十六年七月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十六年七月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭